補助金調書

補助金名	労働環境・従業員福祉促進事業補助金				担当課 （連絡先）	経済観光文化局総務・中小企業部 経営支援課（TEL　092-441-1232　）
交　付　先	団体	団体等			区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	（公募の場合） 公募時期	3月			
（公募の場合） 応募要件	次の要件のいずれにも適合する企業等団体。 (1)　福岡市の区域内に主たる事務所を有すること。 (2)　役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 (3)　企業等団体の規約等（当該企業等団体の活動の基本的事項を文章により規定したものをいう。以下同じ。）において、第2条の目的に類する事項を目的として明記していること。 (4)　補助金対象事業に関し、本市の他の制度に基づく補助金、助成金等の交付を受けていないこと。 (5)　団体等の自己利益や権利の獲得を目的とした活動を行っていないこと。 (6)　宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。 (7)　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。 (8)　市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。					
（非公募の場合） 非公募の理由						
補助開始年度	昭和36	年度	経過年数	64	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	○補助金の目的 民間企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずる団体を支援することにより、本市の民間企業における労働条件の改善と快適な職場環境の実現を図ることを目的とする。 ○補助対象事業 企業等団体が労働環境の改善及び従業員の福祉の増進を目的として、福岡市の区域内で実施する事業を補助対象とする。					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する 理由	事業の実施により、本市の民間企業における労働条件の改善と快適な職場環境の実現に寄与すると考えられ、今後も事業の継続が必要である。また、公募で補助金の対象者を募集していることから公平性は高く、費用面においても補助金の交付が最も効果の高い支出方法であるため、終期の延長を行うもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○補助対象経費 次の事業実施にあたり要する経費 (1)講習会及び研修会の開催 (2)相談会の開催 (3)調査及び研究 ○算定方法 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で決定する。				
（間接補助の場合） 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					

交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 （※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	1　件	1　件	1　件
	1,100 千円	850 千円	1,073 千円	1,100 千円

前年度補助事業 の主な実施概要	・講演会、学習会 ・労働相談事業 ・調査、研究
補助金交付 による効果	講演会・学習会や労働相談事業等の補助を通じて、民間企業における労働環境の改善やよりよい職場環境づくりを図ることができる。

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。